

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第2号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育職員免許状に関する規則(昭和30年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教科担任の許可) 第27条 免許法附則第2項の規定により、免許教科以外の教科の教授を担当することについては、許可を受けようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭、指導教諭又は教諭は、連署をもって、別に定める様式による教科担任許可申請書を提出しなければならない。	(教科担任の許可) 第27条 免許法附則第2項の規定により、免許教科以外の教科の教授を担当することについては、許可を受けようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭、指導教諭、 <u>主務教諭</u> 又は教諭は、連署をもって、別に定める様式による教科担任許可申請書を提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第17条の2 [略] 2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭(学校教育法第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務(同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。))を行う者をいう。)、主任指導教諭(同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。)、指導教諭、指導養護教諭(同法第62条において準用する同法第37条第12項の職務を行うほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。)、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭(同法第60条第4項の職務を行う者をいう。以下同じ。)、実習助手、技術職員及びその他の職員を置くことがある。 3 [略]	(職員) 第17条の2 [略] 2 高等学校に、前項の職員のほか、教頭(学校教育法第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務(同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。))を行う者をいう。)、主任指導教諭(同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。)、指導教諭、指導養護教諭(同法第62条において準用する同法第37条第13項の職務を行うほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。)、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭(同法第60条第4項の職務を行う者をいう。以下同じ。)、実習助手、技術職員及びその他の職員を置くことがある。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)

<p>第3条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、指導養護教諭（同法第62条において準用する同法第37条第12項の職務を行うほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭（同法第82条において準用する同法第60条第4項の職務を行う者をいう。）、実習助手、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、指導養護教諭（同法第62条において準用する同法第37条第13項の職務を行うほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭（同法第82条において準用する同法第60条第4項の職務を行う者をいう。）、実習助手、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第4条 岩手県立中学校の管理運営に関する規則（平成20年岩手県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（職員及びその職務）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員並びに教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師及び養護助教諭の職務は、学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項から第12項まで、<u>第14項から第17項まで及び第19項</u>に定めるとおりとし、指導養護教諭の職務は、同法第49条において準用する同法第37条第12項に定めるもののほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うこととする。</p> <p>4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（職員及びその職務）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員並びに教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、講師及び養護助教諭の職務は、学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項から第10項まで、<u>第12項、第13項、第15項から第18項まで及び第20項第1号</u>に定めるとおりとし、指導養護教諭の職務は、同法第49条において準用する同法第37条第13項に定めるもののほか、養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うこととする。</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。